

令和6年度～令和7年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム放流警報設備製作据付工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区煙山ダム放流警報設備製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書（建）」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書（電）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区の事業計画に基づき、煙山ダムの放流警報設備及び局舎の製作・据付を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内他

3. 工事概要

本工事は、放流警報設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 放流警報設備 | 1 式 |
| (2) 局舎 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作（ダム管理制御設備）に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3.工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
 - (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等30日を見込んでいる。
- なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1－1－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) ダム管理所の電気設備は、東北電力株式会社 6600V（三相 3 線、50Hz）で受電しており、各負荷設備へ供給している。
- (2) No.1 警報局は、東北電力株式会社 100V（単相 2 線、50Hz）より受電する。
- (3) No.2 警報局は、東北電力株式会社 100V（単相 2 線、50Hz）より受電する。

2. 搬入路

現場への搬入路は、以下の車両の進入が可能である。

- (1) No.1 警報局 30t 級ラフテレーンクレーン、10t ユニック、穴掘建柱車
- (2) No.2 警報局 10t ユニック、穴掘建柱車

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）第1編3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から40日以内に提出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す書類は次のとおりとする。

無線局開発申請書 提出部数 2部

低圧受電申込書 提出部数 2部

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事（撤去含む）に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 指定仮設

（1）除雪工

工事現場内における除雪は、計上していない。工事現場内において、除雪が必要となった場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。
なお、除雪対象は、積雪10cm以上とし、これについては契約変更の対象とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

本工事で使用できる用地（以下「工事用地等」という。）は各施設の敷地内とし、別紙-2「工事用地図」に示すとおりである。

なお、工事用地等の使用に当たっては、施設管理者等との協議が必要なため、事前に監督職員と使用する範囲及び期間を協議するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

（1）資料名

1）令和4年度国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム放流警報実施設計業務 報告書

2）令和5年度国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム放流警報発令要領作成等業務 報告書

（2）貸与期間 工事契約から工事完成まで

（3）返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所

（4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

項目	機器区分		屋外機器
	ダム管理所機器	被管理所機器	
温度	5～40℃ [10～35℃]	0～40℃	-10～40℃
相対湿度	30～80% [40～80%]	30～80% ※結露のないこと	30～95% ※防水構造は各機器 仕様によること

(注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

2) ダム管理事務所内機器における [] の値は、汎用品である。

3) 被管理所機器とは、ダム管理棟操作室（1、2F）の機器とする。

4) 屋外機器とは、放流警報局とする。

(2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式	①相数・電圧：単相2線、100V±10V ②相数・電圧：三相3線、200V±20V ③周波数：50Hz±3Hz

(注) 非常用発電装置の周波数変動±3Hzに対しても機器の性能、機能に影響を与えないものとする。

(3) 停電復電時の起動方式

交流電源が通常の停電から復電した時、各機器とも人手を介さず自動的に再起動するものとする。

(4) 機器相互のインターフェース

機器相互間のインターフェースは、第11章構造及び製作（ダム管理制御設備）の各機器仕様に示すとおりとする。

(5) 伝送路回線構成

伝送路の回線構成は次のとおりである。

伝送区間	伝送路種別	伝送路構成	伝送速度	対向方式
(既設) ダム管理所～子局	単信無線回線 (400MHz 帯)	—	1200bps	1 : N

3. ダム管理事務所の機能

(1) No. 1～No. 2 警報局の監視・制御

- 1) 任意に選択した警報局の手動操作としてサイレン吹鳴、擬似音放送、音声放送（マイク及び音声合成）、回転灯（ON-OFF）、点検を行える。
- 2) ダム管理棟放流警報局のサイレン吹鳴の制御中、現場商用電源が停電した場合は、自動的に擬似音放送を行う。
- 3) ダム管理棟放流警報局のサイレン吹鳴の制御中は、自動的に回転灯が ON になるものとする。（ただし、商用電源が停電の場合は除く。）
- 4) 毎日午前 9 時に自動順次点検を行う。

4. 停電及び雷害対策

停電時に放流警報設備の機能を保持しデータ処理装置のプログラム内容が消失しないように直流電源装置により対策するものとする。

なお、雷サージに対する施設の安全を確保するため次の対策を施すものとする。

- (1) 電力線には、電源用 SPD を設けるものとする。

第 11 章 構造及び製作（ダム管理制御設備）

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書(施)第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品などがあれば提案を行うことが可能である。
- (4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. 機器仕様

(1) 放流警報制御監視装置

国電通仕第 27 号に準拠し機器仕様を決定する。

- 1) 準拠仕様 国電通仕第 27 号に準拠する。
- 2) 構造 屋内鋼板製自立形
- 3) 電源 単相 AC100 [V] ±10 [%] 50 [Hz]
- 4) 機能

①制御方式

- ア) 個別制御 任意に選択した警報局 1 局のみを手動制御するもの。

- イ) 全局順次制御 全警報局を局間タイマーを設けず、あらかじめ定められた順序にしたがって制御を行う。
- ウ) ブロック順次制御 全警報局を複数ブロックに分割しブロック内を局間タイマーを設けずあらかじめ定められた順序に従って制御する。局数が少なくブロック分けの必要がないため、非対応とする。
- エ) タイマー順次制御 全警報局を局間タイマーの設定時間に従い、あらかじめ定められた順序に従って制御する。
- オ) ブロックタイマー順次制御 全警報局を複数ブロックに分割しブロック内を局間タイマーの設定時間に従い、あらかじめ定められた順序に従って制御する。局数が少なくブロック分けの必要がないため、非対応とする。
- カ) 全局一斉制御 全警報局を一斉に制御する。
- キ) ブロック一斉制御 全警報局を複数ブロックに分割しブロック内を一斉に制御する。局数が少なくブロック分けの必要がないため、非対応とする。

②制御項目（付加機能含む）

制御監視局からの制御に対する警報の動作は、国電通仕第 27 号に準拠し次の 5 種類を標準とする。

- ア) サイレン 1 あらかじめ定められた形式によるサイレンの吹鳴動作を行う。
吹鳴機能障害によりサイレンの吹鳴が行われないときは自動的に擬似音 1 の吹鳴を行う。
- イ) 擬似音 1 擬似音 1 制御が行われた場合は、あらかじめ定められたサイレン吹鳴形式と同一のパターンにより擬似音の吹鳴を行う。
- ウ) マイク放送・放送停止 マイク放送制御が行われた場合は、約 5 秒間チャイム音放送を自動的に行い、その後、制御監視局から送出される音声を放送する。また、放送終了後は制御監視局からの放送停止制御により約 5 秒間のチャイム音を自動的に放送してから放送動作を停止させる。
- エ) 点検 点検制御が行われた場合は、サイレン吹鳴及び放送が可能な状態にあるかを点検する。
- オ) 監視 監視制御が行われた場合は、その時の警報局の状態を返送する。

個別制御は、任意の選択した警報局 1 局のみを手動制御するものであり、その制御項目は次のとおりとする。

	個別制御項目	備 考
1	サイレン 1	サイレン吹鳴形式 1
2	擬似音 1	擬似音吹鳴形式 1
3	マイク放送	

4	放送停止	
5	点検	
6	監視	

また、以下の付加機能における制御項目を追加する。

- カ) 回転灯 ON・OFF 警報局の回転灯制御を行う。
- キ) 親局音声発生 1～3 音声発生装置に録音された音声メッセージの放送制御を行う。
- ク) 強制停止 警報局はすべての動作中制御を停止し現状の警報局状態信号を返送する。
- ケ) 組み合わせ制御 1・2 組み合わせ制御として 1・2 を追加する。

5) 機器構成

- ① 基本制御部 基本的な機能は国電通仕第 27 号に準拠する。
- ② 伝送制御部 最大 30 局の警報局に対応できるものとし、実装数は 4 局とする。
- ③ 筐体寸法 H2350×W520×D450[mm]程度
- ④ 拡張警報制御部 標準機能の他、上記の制御項目一覧表の警報制御機能を実装する。

(2) 放流警報装置（煙山ダム放流警報局）

国電通仕第 27 号に準拠し機器仕様を決定する。

- 1) 準拠仕様 国電通仕第 27 号に準拠する。
- 2) 構造 屋内鋼板製自立形
- 3) 寸法 H1500×W600×D350[mm]程度
- 4) 電源 DC10.5～16.5 [V] ー接地
- 5) 機能

① 制御項目（放流警報制御監視装置と同様とする）

制御項目 \ 制御方式	個別	備 考
サイレン	○	
疑似音	○	
マイク放送	○	
放送停止	○	
回転灯 ON	◎	拡張制御対象項目
回転灯 OFF	◎	拡張制御対象項目
強制停止	◎	拡張制御対象項目
点検	○	

② サイレン吹鳴形式（サイレン 1）

吹鳴形式（サイレン 1）は以下の形式とする

- ア) 吹鳴時間 50 秒
- イ) 休止時間 10 秒
- ウ) 吹鳴回数 5 回、基本吹鳴形式（吹鳴合計 890 秒[14 分 50 秒]）

③サイレン吹鳴形式（疑似音 1）

吹鳴形式（疑似音 1）は以下の形式とする

- ア)吹鳴時間 50 秒
- イ)休止時間 10 秒
- ウ)吹鳴回数 5 回、基本吹鳴形式（吹鳴合計 890 秒[14 分 50 秒]）

6)伝送回線 有線回線

7)機器構成

①拡張警報制御部 標準機能の他、下記の警報制御機能を実装すること。

ア)強制停止

②分岐入出力部 標準機能の他、有線回線と接続するため、下記規格を満足すること。

ア)入出力レベル 0～-30dBm の範囲に設定可能

イ)入出力インピーダンス
600Ω±20%平衡

（3）放流警報装置（No.1 放流警報局）

国電通仕第 27 号に準拠し機器仕様を決定する。

- 1)準拠仕様 国電通仕第 27 号に準拠する。
- 2)構造 屋内ユニット型
- 3)寸法 機器収納筐体の実装可能なものとする。
- 4)電源 DC10.5～16.5 [V] ー接地
- 5)機能

①制御項目（放流警報制御監視装置と同様とする）

制御項目 \ 制御方式	個別	備 考
サイレン		
疑似音	○	
マイク放送	○	
放送停止	○	
回転灯 ON	◎	拡張制御対象項目
回転灯 OFF	◎	拡張制御対象項目
強制停止	◎	拡張制御対象項目
点検	○	

②吹鳴形式（疑似音 1）

吹鳴形式（疑似音 1）は以下の形式とする

- ア)吹鳴時間 50 秒
- イ)休止時間 10 秒
- ウ)吹鳴回数 5 回、基本吹鳴形式（吹鳴合計 890 秒[14 分 50 秒]）

6)伝送回線 400MHz 帯単一无線回線

7)機器構成

①拡張警報制御部 標準機能の他、下記の警報制御機能を実装すること。

ア)強制停止

（4）放流警報装置（No.2 放流警報局_局舎有）

国電通仕第 27 号に準拠し機器仕様を決定する。

- 1) 準拠仕様 国電通仕第 27 号に準拠する。
- 2) 構造 屋内鋼板製自立形
- 3) 寸法 H1500×W600×D350[mm]程度
- 4) 電源 DC10.5～16.5 [V] ー接地
- 5) 機能

①制御項目（放流警報制御監視装置と同様とする）

制御項目	制御方式	個別	備 考
サイレン			
擬似音		○	
マイク放送		○	
放送停止		○	
回転灯 ON		◎	拡張制御対象項目
回転灯 OFF		◎	拡張制御対象項目
強制停止		◎	拡張制御対象項目
点検		○	

②吹鳴形式（疑似音 1）

吹鳴形式（疑似音 1）は以下の形式とする

- ア) 吹鳴時間 50 秒
- イ) 休止時間 10 秒
- ウ) 吹鳴回数 5 回、基本吹鳴形式（吹鳴合計 890 秒[14 分 50 秒]）
- 6) 伝送回線 400MHz 帯単一无線回線
- 7) 機器構成

①拡張警報制御部 標準機能の他、下記の警報制御機能を実装すること。

ア) 強制停止

（5）無線装置（No. 1～2 放流警報局）

国電通仕第 23 号に準拠し機器仕様を決定する。

- 1) 準拠仕様 国電通仕第 23 号に準拠
- 2) 電波形式 F2D/F3E（F:周波数変調、2:デジタル信号の単一チャネル、3:アナログ信号の単一チャネル、D:データ伝送、E:電話）
- 3) 送信周波数 400MHz 帯
- 4) 受信周波数 400MHz 帯
- 5) 変調方式 位相変調
- 6) 送信出力 3[W]
- 7) 受信方式 ダブルスーパーヘテロダイン方式
- 8) 伝送帯域 0.3～3 [kHz]
- 9) 動作定格 連続
- 10) その他 新スプリアス基準に準拠している製品であること

無線機器諸元一覧表

番号	場所名称	無線機出力 [W]	減衰器 [dB]	空中線電力 [W]	空中線
1	煙山ダム放流警報局	3.0	-	3.0	5素子八木型
2	No.1 放流警報局	3.0	10	0.3	5素子八木型
3	No.2 放流警報局	3.0	10	0.3	5素子八木型

(6) サイレン制御盤

1) サイレン制御盤

- ①構造 屋内壁掛型
- ②寸法 H900×W600×D250[mm]程度
- ③適用サイレン 3.7[kW]
- ④入力電圧 三相 AC200[V]
- ⑤塗装 塗装色 マンセル 5Y7/1 半ツヤ
- ⑥使用条件 -10～+40[°C] ただし、結露しないこと
- ⑦機能 手動操作、表示、外部入出力、逆転防止、過長タイマ

(7) スピーカ

1) 一般仕様

- ①塗装色 マンセル 5R4/14 全ツヤ
- 2) 定格入力 50[W]
- 3) 出力音圧レベル 104[dB]/W/m
- 4) その他 防鳥網付

(8) 空中線

- 1) 形式 400MHz 帯 5素子八木型
- 2) 用途及び偏波面 固定用（垂直偏波）
- 3) 対象周波数 330～470[MHz]（一指定周波数）
- 4) 絶対利得 11[dB]程度
- 5) 定在波比 1.5 以下
- 6) 給電点接栓構造 50[Ω]N-J 型

(9) 直流電源装置

- 1) 準拠仕様 国電通仕第 26 号に準拠
- 2) 構造 屋内鋼板製自立形（蓄電池組込型）
- 3) 外形寸法 H1000×W600×D600 [mm] 程度
- 4) 電源 AC1 φ 100 [V] ±10 [%] 50 [Hz]
- 5) 直流出力
 - ①定格出力 DC13.4 [V]
 - ②リップルノイズ 1 [%] 以下

③定格出力電流	10 [A]
④出力電圧精度	±2 [%] 以下
6) 整流部	
①整流方式	単相全波整流方式
②定格	連続
③冷却方式	自然冷却
④垂下電流	定格出力の 120 [%] 以下
⑤制御方式	トランジスタ自動定電圧制御
7) その他	
①蓄電池収納部	SNS200AH(2 [V]) ×6 セル収納可能
(10) ディスプレイ端末装置	
1) 構造	屋内デスク据置型
2) 基本機能	基本メニュー画面や放流警報制御監視装置とのインターフェース機能及び監視装置の状態監視機能。
3) 水系表示機能	全ての警報局を水系図に表示する機能。
4) 警報局状態表示機能	各警報局のアンプ状態、回転灯点灯状態等を全局表示及び個別表示する機能。
5) 警報局制御機能	警報局に対する制御モードの選択及び個別制御局選択画面等から構成され、警報局に対しての制御を行う操作機能。
6) 機器一般仕様	
①制御装置	FA パソコン (収納 OA デスク含む)
②UPS 装置	停電補償時間 10 分以上
③ディスプレイ装置	19 型 TFT モニタ以上
④入力装置	マウス及び JIS 配列キーボード
(11) 回転灯	
1) 構造	防水構造
2) 電源電圧	AC1 φ 100[V] ±10%50[Hz]
3) 使用電球	35[W]程度又は同等以上のもの
4) 閃光数	110 程度
(12) 回転灯制御盤	
1) 構造	警報装置内に組込み
2) 回転灯制御方式	リレーによる ON、OFF
3) 電源電圧	AC1 φ 100[V] ±10%50[Hz]
(13) 音声増幅器	
1) 構造	架内収納型
2) 一般定格	
①定格出力	100[W]
②ひずみ率	定格出力において 10[%]以下
③周波数特性	定格出力時 0.3～3[kHz] ±3[dB] 以内
④出力インピーダンス	スピーカのインピーダンスに整合すること。

- ⑤入力インピーダンス 600[Ω]±20%
- ⑥入力レベル 0[dBm]又は-4[dBm] (偏差±3[dB])
- (14) 集音マイク
- 1) 構造 屋外型
- 2) 一般仕様
- ①塗装色 マンセル 5R4/14 全ツヤ
- 3) 単体再生可能周波数 500～3000 [Hz]
- 4) その他 防鳥網付
- (15) 同軸避雷器
- 1) 入力インピーダンス 公称 50[Ω]
- 2) 定在波比 (使用周波数帯にて)
- 1.2 以下
- 3) 挿入損失 0.5[dB]以下
- (16) 固定減衰器
- 1) 減衰量 10 [dB]
- 2) 定在波比 1.5 以下
- 3) 主線路インピーダンス 50 [Ω]
- (17) 時計装置
- 1) 本体
- ①同期信号 ±1[ms]以内 (GPS 同期時)
- ②出力信号
- イ) ネットワークインターフェイス 1 系統
- ・ プロトコル NTPv3/v4 SNTPv3/v4
- ・ コネクタ RJ-45
- ・ Ethernet 規格 10BASE-T/100BASE-TX
- ③受信状況 LED 表示
- ④使用温度範囲 0～40[℃]
- 2) GPS 空中線
- ①受信電波 GPS 衛星電波/準天頂衛星電波 L1 帯
- 3) 電源部
- ①入力電圧 AC100 [V] 50/60[Hz]
- 4) 避雷器 (SPD)
- ①適合規格 JISC5381-21
- ②設置環境 屋内
- ③JIS カテゴリー C2、D1
- (18) 耐雷トランス 1
- 1) 構造 屋内据置型
- 2) 入力電圧 AC1 φ 100 [V] ±10 [%] 50 [Hz]
- 3) 出力電圧 AC1 φ 100 [V] ±10 [%] 50 [Hz]
- 4) 容量 1 [kVA]

5)耐電圧

①AC10 [kV] 1 分間 (1 次-2 次巻線間・接地間)

②AC 3 [kV] 1 分間 (2 次-接地間)

6)インパルス耐圧 30 [kV] 1×40 [μ S]

7)絶縁抵抗 100 [M Ω] 以上 (500 [V] メガー)

(19)耐雷トランス 2

1)構造 屋内据置型

2)入力電圧 AC1 ϕ 100 [V] ± 10 [%] 50 [Hz]

3)出力電圧 AC1 ϕ 100 [V] ± 10 [%] 50 [Hz]

4)容量 3 [kVA]

5)耐電圧

①AC10 [kV] 1 分間 (1 次-2 次巻線間・接地間)

②AC 3 [kV] 1 分間 (2 次-接地間)

6)インパルス耐圧 30 [kV] 1×40 [μ S]

7)絶縁抵抗 100 [M Ω] 以上 (500 [V] メガー)

(20)引込開閉器盤

1)構造 屋外装柱型 (防雪屋根付)

2)外形寸法 W300×H400×D210[mm]程度

3)材質 SUS 製

4)塗装色 メラミン焼付全ツヤ、5Y7/1

5)準拠規格 JIS、JEC、JEM

6)主要機器

①名称名板 1 式

②配線用遮断器 (電灯回路用)

3P 50AF×1 個

7)その他 電灯回路用電力量計取付スペース

(21)線路結合器 (屋内用)

1)型式 屋内壁掛け型

2)スピーカ線路数 1 方路

3)線路インピーダンス 1225[Ω]程度

4)集音線路数 1 方路

5)集音線路インピーダンス 600[Ω]程度

6)回転灯線路数 1 方路

7)外形寸法 W500×H500×D200[mm]程度

8)避雷器 (サージアブソーバ)

各方路 1 式

(22)機器収納筐体 (No. 1 放流警報局放流警報装置用)

機器収納筐体 (No. 1 放流警報局放流警報装置用) には警報装置/無線装置、回転灯制御盤、同軸避雷器/端子部を収納することを想定している。

1)一般仕様

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ①盤構造 | 鋼板製装柱型屋外盤（遮光板付） |
| ②外形寸法 | W600×H1800×D500mm 程度 |
| ③構成材料 | |
| ア)アーム取付板 | SUS 製 75×40×5 |
| イ)外線導入口塞ぎ板 | アルミ製 1.6t |
| ④塗装 | |
| ア)塗料 | メラミン樹脂塗料又はポリウレタン樹脂塗料 |
| イ)塗装色 | マンセル 5Y7/1 全艶 |
| ⑤扉 | |
| ア)ハンドル | A-1140-1-1（鍵 0200） |
| イ)ストッパー | 有（扉下側）開閉角度 105° ±5° |
| ⑥名称名板 | |
| ア)形式 | 銀梨地、黒文字 |
| イ)書体 | 丸ゴシック体 |
| ウ)取付方法 | SUS ネジ止め |
| エ)寸法 | 63×315-2t |
| ⑦受電部 | |
| ア)避雷器 | 単相 100V 用避雷器付とする。 |
| ⑧端子部 | |
| ア)避雷器 | 各信号用避雷器付とする。 |
| ⑨その他 | |
| ア)機器取付方式 | ラックマウント式、機器収納棚、電源コンセント含む |
| イ)盤内ヒータ | 200W 程度、サーモンスイッチ付 |
| ウ)サービスコンセント | 2 口、接地付 |
| エ)盤内照明 | 蛍光灯 20W 相当品 |
| オ)屋根形状 | 防雪屋根付 |

(23)機器収納筐体（No. 1 放流警報局直流電源装置用）

機器収納筐体（No. 1 放流警報局直流電源装置用）には直流電源装置、端子部/SPD 盤、耐雷トランスを収納することを想定している。

1)一般仕様

- | | |
|------------|----------------------|
| ①盤構造 | 鋼板製装柱型屋外盤（遮光板付） |
| ②外形寸法 | W600×H1400×D500mm 程度 |
| ③構成材料 | |
| ア)本体、扉 | SUS 製 2.0t |
| イ)天板、遮光板 | SUS 製 2.0t |
| ウ)アーム取付板 | SUS 製 75×40×5 |
| エ)外線導入口塞ぎ板 | アルミ製 1.6t |
| ④塗装 | |
| ア)塗装 | メラミン樹脂塗料又はポリウレタン樹脂塗料 |
| イ)塗装色 | マンセル 5Y7/1 全艶 |

- ⑤扉
- ア) ハンドル L 型 (鍵付き)
 - イ) ストッパー 有 (扉下側)
- ⑥名称名板
- ア) 書体 丸ゴシック体
 - イ) 記入文字 監督職員の指示による
 - ウ) 寸法 63×315 (mm) 程度
- ⑦受電部
- ア) 避雷器 単相 100V 用避雷器付とする。
- ⑧端子部
- ア) 避雷器 各信号用避雷器付とする。
- ⑨その他
- ア) 機器取付方式 ラックマウント式、機器収納棚、電源コンセント含む
 - イ) 盤内ヒータ 200W 程度、サーモスイッチ付
 - ウ) サービスコンセント 2 口、接地付
 - エ) 盤内照明 蛍光灯 20W 相当品
 - オ) 屋根形状 防雪屋根付き
- (24) SPD 盤
- 1) 構造 屋内壁掛型
 - 2) 電源系統 単相 2 線
 - 3) 使用電源電圧 240V-AC
 - 4) 集音線路数 放電耐量 20ka (8/20 μ s)
 - 5) 応答時間 3ns 以下 (N-PE 間 20ns 以下)
 - 6) 絶縁抵抗 ライン-警報出力間 100M Ω 以上/500V-DC
 - 7) 外形寸法 ライン-警報出力間 2000V AC1 分間
 - 8) 避雷器所要性能 JIS C5381-11 クラス II
- (25) 無線装置 (ダム管理棟放流警報局)
- 1) 準拠様式 国電通仕第 23 号
 - 2) 電波形式 F2D/F3E (F: 周波数変調、2: デジタル信号の単一チャンネル、3: アナログ信号の単一チャンネル、D: データ伝送、E: 電話)
 - 3) 送信周波数 400MHz 帯
 - 4) 受信周波数 400MHz 帯
 - 5) 変調方式 位相変調
 - 6) 送信出力 3[W]
 - 7) 受信方式 ダブルスーパーヘテロダイン方式
 - 8) 伝送帯域 0.3～3[kHz]
 - 9) 動作定格 連続
 - 10) 動作定格 新スプリアス基準に準拠している製品であること
- (26) 通話操作器
- 1) 準拠様式 国電通仕第 23 号

- 2) 構造 卓上形
- 3) 数量 1 台
- 4) 電圧 単相 2 線、AC100V+10%
- 5) 操作表示機能

機能	操作	表示	備考
通話	○	—	マイク放送
モニター	—	○	VU メータ等による

第 12 章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 12 節、第 12 章第 7 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 放流警報設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、放流警報監視制御装置等については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気通信設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示す S クラスとする。

- (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカーか接着系アンカーを使用すること。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用してはならない。
- (4) 電線等は、負荷に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。さらに、端末には適正な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、線名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になる様にしなければならない。

3. 付帯土木工事

支柱及びハンドホール設置、コンクリート柱設置、局舎設置に伴う土木工事を含む。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第 2 章によるものとし、特記及び追加

事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最 大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	B B	均しコン
鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	B B	局舎基礎

粗骨材の最大寸法 25 mmについては、地域的に入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

2) 電線及び電線管等

① 電線等

架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (CV) JIS C 3605

ビニル絶縁電線 (IV) JIS C 3307

制御用ビニル絶縁ビニールシースケーブル (CVV 又は CVVS) JIS C 3401

② 電線管

厚鋼電線管 JIS C 8305

金属可とう電線管 JIS C 8309

3) コンクリート二次製品 (コンクリート柱)

①サイズ 14-22-15

②寸法 長さ：14m 末口径：22cm 元口径：40.7cm

③ひび割れ試験荷重 15[kN]

④支持点におけるひび割れ試験曲げモーメント

162.8[kN・m]

⑤質量 2,400kg 程度

(2) 見本又は資料の提出

次に示す据付材料は、使用前に提出物を監督職員に提出するものとする。

材 料 名	提 出 物
電線及び電線管	カタログ
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
樹脂系アンカー	カタログ、試験成績書

5. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：局舎基礎

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する。

第13章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は補修に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。

第14章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省制定「施設機械工事等施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」、共通仕様書（施）、共通仕様書（土）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事管理指針」、「電気設備工事管理指針」、標準仕様書（建）及び標準仕様書（電）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第15章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) その他本仕様書に定めのないもの
- (6) 関係機関との協議によるもの
- (7) 施設機能上、必要な改造が生じるもの
- (8) 施工条件等の変更により、新たな仮設工事が必要となるもの

- (9) 架空線の防護措置が必要になった場合
- (10) 舗装切断により汚泥等の処理が必要となった場合
- (11) 現場搬入路として使用する町道及び市道の整備補修が必要となった場合
- (12) 除雪対象範囲及び除雪量に変更が生じた場合
- (13) 現場発生材の集積場所等に変更が生じた場合
- (14) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (15) 熱中症対策に資する現場管理費の補正
- (16) 警報局を追加する場合

第 16 章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1－1－26 及び第 1 章 1－1－28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に別紙－3により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 516 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－3 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の配置等、工

事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 2 月 24 日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

6. 契約後 V E 提案

（1）定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案。
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

（3）V E 提案書の提出

1) 受注者は、（2）の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由。
- ② V E 提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。

⑤ 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項。

⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のV E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し、定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記 7.（１）、（２）及び（３）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

（５）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

8. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等（完成図書及び施工図等）を工事付属品として 1 部作成し監督職員に提出するものとする。

なお、この図書は第 16 章 1. 電子納品に示す完成図書の提出部数には含まないものとする。

9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 共通仮設费率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

12. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）又は防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット又は工法説明ビデオ ⑨社会貢献

13. 週休2日による施工

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率

分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係

数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

14. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

15. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『煙山ダム警報局、No.1 警報局 鹿妻用水路交差点、No.2 警報局 矢次公民館、No.3 警報局 芋沢川合流点（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気

象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正值（％）＝真夏日率×補正係数※

※補正係数：1.2

17. 1 日未満で完了する作業の積算

（1）本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

（2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

（3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（4）受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（5）災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

（6）1 日未満積算基準「3 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第 16 章 15.（1）の箇所とする。

18. 建設副産物の取扱いに係る補足

共通仕様書（施）1－1－23 建設副産物の記載について、以下のとおり補足する。

（1）受領書の交付

受注者は、再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（2）再生資源利用促進計画

再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

（3）建設発生土の運搬を行うものに対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と（2）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第 17 章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器				煙山ダム管理棟
1. 煙山ダム管理棟				
(1) 煙山ダム管理棟				
煙山ダム管理棟		式	1	
放流警報制御監視装置	本体	組	1	
ディスプレイ端末装置	標準、専用デスク含む	式	1	
通話操作器	放流警報監視制御装置に含む	式	1	
GPS空中線	時計装置に含む	基	1	
同軸避雷器	時計装置に含む	個	1	
時計装置	GPS時刻修正型	台	1	
放流警報装置	サイレン局	式	1	
無線装置	400MHz帯 3W	台	1	
サイレン制御盤	屋内鋼板製壁掛形 三相 200V 3.7kW (ヒータ付)	面	1	
音声増幅器	100W用	台	1	
回転灯 制御盤	ユニット形	台	1	
空中線装置 同軸避雷器	400MHz帯	個	1	
線路結合器	屋内用	台	1	
耐雷トランス	単相2線 100 (200) /100V 3kVA	台	1	
SPD盤	クラスⅡ	台	1	
現場据付				煙山ダム管理棟
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工		式	1	
2. 煙山ダム管理棟				
(1) 煙山ダム管理棟				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
煙山ダム管理棟		式	1	
3. 共通設備				
(1) 共通設備工				
配管工		式	1	
配線工		式	1	
配線機器等設置工		式	1	
機器				No. 1放流警報局
1. No. 1放流警報局				
(1) No. 1放流警報局				
No. 1放流警報局		式	1	
放流警報装置	スピーカ局	式	1	
無線装置	400MHz帯 3W	台	1	
固定減衰器	10dB	式	1	
音声増幅器	100W用	台	2	
スピーカー	レフレックス型、50W	台	4	
集音マイク	ホーン形	台	1	
回転灯	単相100V 35W	台	1	
回転灯 制御盤	ユニット形	台	1	
空中線装置 5素子折返し型八木アンテナ	400MHz帯	基	1	
空中線装置 同軸避雷器	400MHz帯	個	1	
耐雷トランス	単相2線 100 (200) /100V 1kVA	台	1	
SPD盤	クラスⅡ	台	1	
直流電源装置 (DC12V)	整流器出力電流 20A 長 寿命MSE 200Ah	台	1	
引込開閉器盤	動力、電灯回路用、屋外 装柱型	面	1	
サイン取付金具	L50*50*t6, HDZ55	本	4	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
回転灯取付金具	PL-t3, HDZ45, 製作品	個	1	
屋外収納筐体	放流警報装置	式	1	
屋外収納筐体	直流電源装置	式	1	
空中線取付金具	400MHz帯用, ,	個	1	
自在バンド	3BD-HD-17, ,	個	5	
スピーカ取付金具	RANH, ,	個	4	
取付バンド	RABD-20, ,	個	4	
マイク取付金具	RANH, ,	個	1	
サイレン取付金具	腕金75*75*t3, L=2700, ,	本	2	
取付バンド	SAS-19-DW, ,	個	2	
引込計器盤取付金具	BXC-21, ,	個	2	
自在バンド	IBT-312, ,	個	2	
現場据付				No. 1放流警報局
1. 運搬工				
(1)運搬工				
運搬工		式	1	
2. No. 1放流警報局				
(1)No. 1放流警報局				
No. 1放流警報局		式	1	
3. 共通設備				
(1)共通設備工				
配管工		式	1	
配線工		式	1	
接地工		式	1	
避雷針設置工		式	1	

工 事 数 量 表

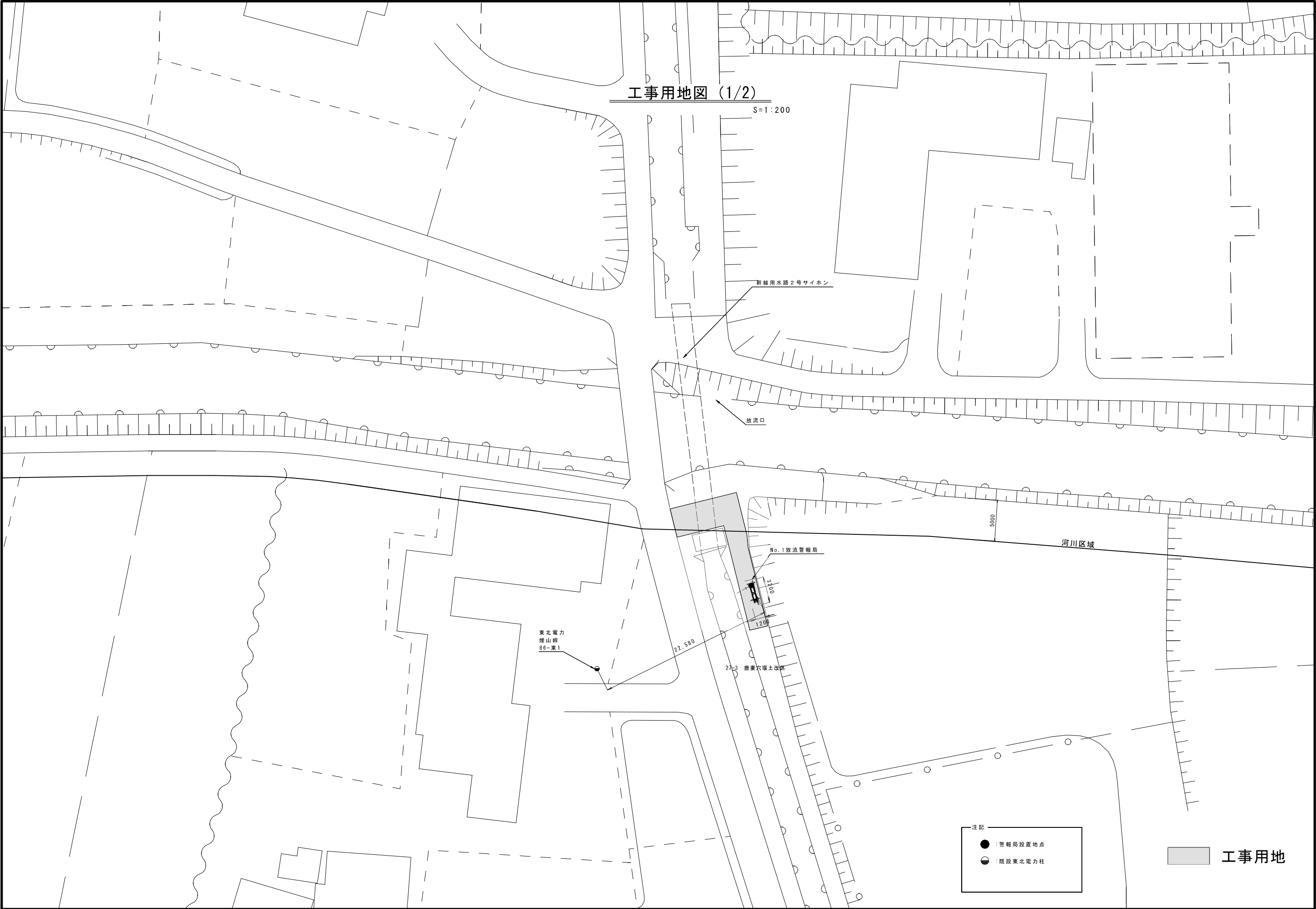
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
通信線柱設置工		式	1	
運搬				No. 1放流警報局
1. 共通仮設（積上げ）				
(1) 運搬				
仮設材輸送		ton	6.416	
機器				No. 2放流警報局
1. No. 2放流警報局				
(1) No. 2放流警報局				
No. 2放流警報局		式	1	
放流警報装置	スピーカ局	式	1	
無線装置	400MHz帯 3W	台	1	
固定減衰器	10dB	式	1	
音声増幅器	100W用	台	2	
スピーカー	レフレックス型、50W	台	4	
集音マイク	ホーン形	台	1	
回転灯	単相100V 35W	台	1	
回転灯 制御盤	ユニット形	台	1	
空中線装置 5素子折返し型八木アンテナ	400MHz帯	基	1	
空中線装置 同軸避雷器	400MHz帯	個	1	
耐雷トランス	単相2線 100 (200) /100V 1kVA	台	1	
SPD盤	クラスⅡ	台	1	
直流電源装置 (DC12V)	整流器出力電流 20A 長 寿命MSE 200Ah	台	1	
引込開閉器盤	動力、電灯回路用、屋外 装柱型	面	1	
サイロ取付金具	L50*50*t6, HDZ55	本	4	
回転灯取付金具	PL-t3, HDZ45, 製作品	個	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
空中線取付金具	400MHz帯用,,	個	1	
自在バンド	3BD-HD-17,,	個	5	
スピーカ取付金具	RANH,,	個	4	
取付バンド	RABD-20,,	個	4	
マイク取付金具	RANH,,	個	1	
サイレン取付金具	腕金75*75*t3,L=2700,,	本	2	
取付バンド	SAS-19-DW,,	個	2	
引込計器盤取付金具	BXC-21,,	個	2	
自在バンド	IBT-312,,	個	2	
現場据付				No.2放流警報局
1. 運搬工				
(1)運搬工				
運搬工		式	1	
2. No.2放流警報局				
(1)No.2放流警報局				
No.2放流警報局		式	1	
3. 共通設備				
(1)共通設備工				
配管工		式	1	
配線工		式	1	
接地工		式	1	
避雷針設置工		式	1	
通信線柱設置工		式	1	
一括計上(据付)				No.2放流警報局
1. 放流警報局舎				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)放流警報局舎				
放流警報局舎		式	1	



工事用地図 (2/2)

S=1:200

岩崎川橋

既設防犯無線

矢次公民館

町道

農村公園

No. 2放流管報局
5000

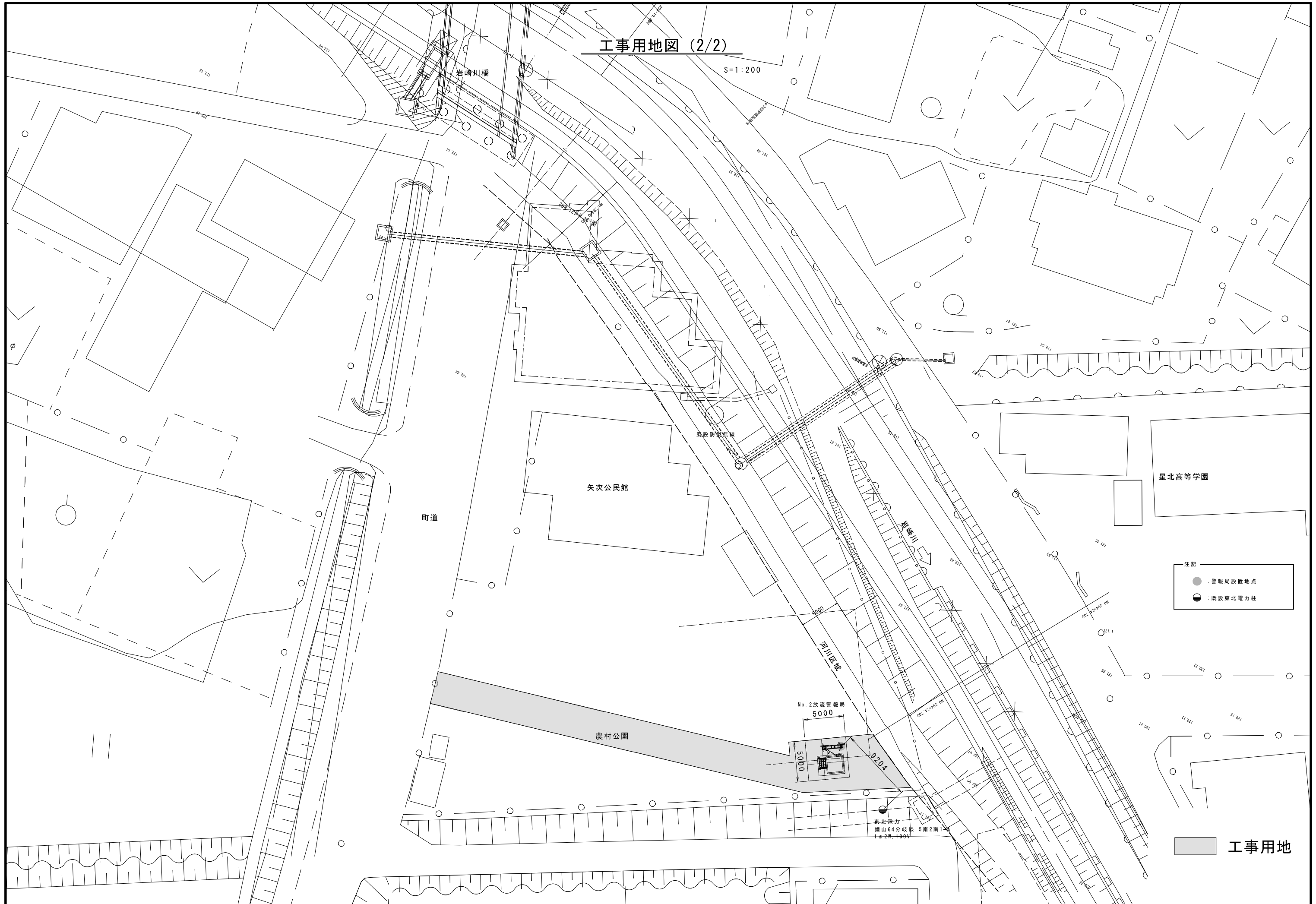
5000

東北電力
煙山64分岐線 5南2南1
1φ2W-100V

星北高等学園

注記
● : 警報局設置地点
● : 既設東北電力柱

工事用地



工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和6年度～令和7年度
 国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
 煙山ダム放流警報設備製作据付工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	煙山ダム システムブロック図	1	
3	機器構成図	1	
4	煙山ダム管理棟放流警報局 屋外機器配置図	1	
5	煙山ダム管理棟2F(事務室) 機器配置図	1	
6	No.1警報局鹿妻用水交差点 敷地平面図	1	
7 - 1/2	No.1警報局鹿妻用水交差点 屋外機器配置図(1/2)	1	
- 2/2	No.1警報局鹿妻用水交差点 屋外機器配置図(2/2)	1	
8	No.2警報局矢次公民館 敷地平面図	1	
9	No.2警報局矢次公民館 屋外機器配置図	1	
10	No.2警報局矢次公民館 屋内機器配置図	1	
11 - 1/3	No.2警報局矢次公民館 局舎詳細図(1/3)	1	
- 2/3	No.2警報局矢次公民館 局舎詳細図(2/3)	1	
- 3/3	No.2警報局矢次公民館 局舎詳細図(3/3)	1	
12	No.2警報局矢次公民館 局舎照明設備図	1	
13 - 1/2	機器外形図(1/2)	1	
- 2/2	機器外形図(2/2)	1	
14	単線結線図	1	
合計		18	